

リカードウの「植民地貿易論」

——『原理』第25章「植民地貿易について」覚書き——

佐藤 滋 正

(一)

リカードウの『経済学および課税の原理』¹⁾ 第25章は、「植民地貿易について」と題されている。この章は、第7章「外国貿易について」、第19章「貿易路における突然の変化について」、第22章「輸出奨励金と輸入禁止」とともに“リカードウ外国貿易論”を構成し、しばしば第22章とともに第7章の“補説”とみなされる短い一章である。つまり、第7章で外国貿易論の基礎的な理論枠を提示したりカードウは、第22章で対ヨーロッパ、第25章で対植民地という外国貿易の二つの分野について、より立ち入った議論を展開したわけである。²⁾

本稿で検討する第25章「植民地貿易について」は、スラッファ版『全集』で8頁余り、20の Paragraph から成る短い一章である。ここでリカードウは、植民地貿易の独占がもたらす“本国の利益”を析出し、その上で、独占は価格と利潤率を引き上げることによって貿易を阻害する、としたスミス「植民地論」を批判している。すでに第22章でリカードウは、穀物の輸出奨励金が商品価格に波及していくプロセスを丹念に洗い出し、穀価上昇が賃金上昇・全商品価格上昇へと連動していくとするスミスの“穀価波及説”を批判していたが、³⁾ こと第25章でも、植民地貿易の独占による貿易路の変化は、価格は変動させても利潤率には影響しないと主張してスミスに対決するのである。その点では、第22章と同様、第25章の主テーマもスミス批判であると言ってよいだろう。

スミス『国富論』は、第四篇第8章「植民地について」において、古

代ギリシアやローマの開拓植民地とヨーロッパの新植民地とを対比し（第1節）、アメリカ植民地繁栄の原因を金銀濫奪でなく植民地交易をめざした大ブリテンの会社経営に求め（第2節）、他方ヨーロッパ諸国が植民地から獲得しえた利益を見定めた上で、植民地アメリカの分離独立を説いた（第3節）⁴⁾。スミスの基本的主張は、植民地貿易そのものは有益だが、その独占は植民地だけでなく本国にとっても有害であること、つまり植民地貿易の一般的利益が独占貿易によって不利益に転化してしまうことを示すところにあった。このような峻別的な理論枠においてスミスは語ったのであるが、⁵⁾これに対してリカードウは、すでに述べたように、植民地貿易の独占が本国にとって一般的に有害であることは認めつつも、しかし有害だけでなく時には利益ももたらしうることを析出しようとした。それは、「利益」「不利益」についてのスミスの定義を改めて検討し直すことでもあった。背景には、19世紀初頭に盛行した W. スペンス、W. コベットらの重農主義的な政策主張と R. トレンズ、J. ミルら自由貿易論者との論争がある。⁶⁾ 彼らが依拠したスミス「植民地論」の問題点を、本章のリカードウは、“本国の利益”の析出を通じて明らかにしようとしたと考えられる。

このことは、リカードウの“市場”把握の独自性を示唆するものでもある。本稿は、リカードウ「植民地貿易論」におけるスミス批判を内在的に再構成することを通じて、この課題に迫る準備作業を試みたものである。

注)

- 1) 本稿では、P. スラッファ 編『デイヴィッド・リカードウ全集』（*The Works Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge University Press, 11 vols., 1951~73）に収められた『経済学および課税の原理』（『全集』第 I 巻）を主テキストとして用いる。本書からの引用は、引用頁を

(p.×××)のように略記し、本文中に挿入して示すことにする(但し、それ以外の『全集』、例えば第VII巻からの引用は、(VII, p.×××)のように略記する)。尚、傍点(` ` ` `)は原著者の、それ以外の強調符、アンダーラインおよび [] 内は、すべて筆者のものである。

- 2) 第22章および第25章の執筆事情については、さしあたりJ. ミルの1816年12月16日付のリカードウ宛手紙(VII, pp.106~8)を参照。また羽鳥卓也「リカードウと穀物輸入の自由の効果——『原理』第3版の最終章の改訂について——」(『経済系』第196集、1998年)は、リカードウの改訂作業の検証を通じて、「経済学原理」・「課税論」・「貿易政策論」の接点を探り当てようとしている。
- 3) 第22章については、拙稿「リカードウの『輸出奨励金論』——『原理』第22章『輸出奨励金と輸入禁止』覚書き——」(『尾道短期大学研究紀要』第45巻(2)、1996年)を参照されたい。
- 4) 本稿で引用する『国富論』は、A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by E. Cannan, Charles E. Tuttle Company, 1979を用い、本書からの引用は、(WN., p.×××)のように略記して本文中に挿入して示すことにする。
- 5) 「私たちは、植民地貿易の効果と植民地貿易の独占の効果とを注意深く区別しなければならない。前者は常にそして必然的に有益であり、後者は常にそして必然的に有害である。」(WN., p.573)
- 6) “イギリス重農主義論争”については、R. L. Meek, *Physiocracy and Classicism in Britain*, *The Economic Journal*, March 1951、およびR. L. Meek, *Physiocracy and the Early Theories of Under-Consumption*, *Economica*, Aug. 1951 (吉田洋一 訳『イギリス古典経済学』、未来社、1956年、所収)を見よ。また岡茂男「『商業擁護論』と初期自由貿易運動」(J. ミル『商業擁護論』、未来社、1965年、所収)、および山下重一『ジェイムズ・ミル』(研究社出版、1997年)も参照されたい。

(二)

第 25 章そのものの吟味に入る前に、18 世紀から 19 世紀にかけてのイギリスの植民地貿易について、特にスミスの時代とリカードウの時代の相違に留意しつつ、一瞥しておきたい。

イギリスの外国貿易は、18 世紀を通じて急激に拡大していった。貿易額は、二つの急成長期（1745～60 年および 1779～1802 年）を挟んで、800～900 万ポンド前後から 5000 万ポンド前後へと 5～6 倍に膨張する。¹⁾ 同期間の輸出業の伸び 5.4 倍は、商工業の 3.9 倍、農業の 1.4 倍を大きく上回っており、²⁾ このため 1688 年と 1801 年とを比較すると、国民所得中に占める貿易業の割合は 11.7% から 17.5% へと大きく比重を高めたのである（農業は 40.2% から 32.5% に縮小し、鉱工業は 21.6% から 23.4% とほぼ横ばいであった）。³⁾ 一言で言って、18 世紀の最大の成長産業は貿易業であり、巨額の軍事費支出による国家歳出の肥大化（6.1 倍増）は、主としてこのような外国貿易の伸びによって支えられていたと言えるのである。

外国貿易の拡大に平行してイギリスの植民地貿易も発展していった。表 1 は、ミッチェルの詳細な統計数値をベースに、1710～19 年、1760～69 年、1793～99 年、1800～12 年、1814～22 年の五つの期間について、イギリス貿易の地域別割合(%)を概算したものである。⁴⁾ このうち前の三つの時期を見ると、ヨーロッパ中心であったイギリス貿易が、18 世紀を通じて次第に合衆国や東西両インド植民地へと広がり、グローバル化していったことがよく分かる。対ヨーロッパ貿易は、当初、輸出の 8 割以上、輸入の 6 割を占めていたが、18 世紀末には輸出の 5 割以下、輸入の 4 割にまで比重を落とすのである。特に「南部ヨーロッパ」は、額そのものも停滞し、3 割前後から 1 割前後にまで比重を激減させる。⁵⁾ 他方、植民地貿易は、輸出が 1 割から 3 割以上へ、輸入が 3 割から 5 割以上へと爆発的に拡大する。⁶⁾ 特に、対合衆国輸出と東西両インドからの

輸入の拡大が顕著である。⁷⁾ スミス「植民地論」が背景としたイギリス貿易は、このようなものだったのである。

表1：18世紀から19世紀初頭にかけてのイギリスの地域別輸出入割合（％）

	対ヨーロッパ域内		対 U.S.A.		対 植民地	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1710～19年	84.6	61.5	5.7	2.2	9.7	31.3
1760～69年	62.4	46.0	14.6	10.5	31.9	43.5
1793～99年	45.0	39.4	21.0	7.4	34.0	53.2
1800～12年	40.0	31.9	17.8	7.8	42.2	60.3
1814～22年	56.9	28.0	12.5	9.3	30.6	62.7

B.R.Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, pp.309～311 より作成。

これと比較すると、リカードウ時代のイギリス貿易は少々様相を異にしている。18世紀末から続いていた外国貿易の急成長は、一時的な平和をもたらしたアミアン条約の破棄（1803年）以降停滞局面に入る。表2は、火災のためにデータが焼失してしまった1813年を除く1800～22年のイギリスの輸出入額の推移である。これを見ると、本格的な戦時期である1803～12年の輸出入額が、確かに1809年や1810年のような突出年もあるが、他は押しなべて1800～02年時よりも低数値であることが分かる。⁸⁾ この期間の輸出入額の平均は3341万ポンドおよび2568万ポンドであり、これは1800～02年のどの年よりも低い。つまりナポレオン戦争期を通じて、イギリス貿易は、全体として停滞期だったと言えるのである。

表2：1800～22年のイギリス輸出入額の推移（万ポンド）

	1800	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
輸出額	3512	3557	3775	2782	3074	3029	3268	3026	2962	4537	4223	2746	3765
輸入額	2609	2925	2760	2405	2409	2571	2444	2412	2149	2882	3616	2403	2391
	1814	15	16	17	18	19	20	21	22				
輸出額	5211	5716	4798	4924	5251	4257	4803	5043	5245				
輸入額	3148	3123	2581	2943	3524	2894	3082	2977	2992				

B.R.Mitchell, *ibid.*, p.311 より作成。

ナポレオン戦争の終結とともに、戦時中に途絶していたイギリスの貿易は急激に回復する。1814～22年の輸出入額の平均5027万ポンドおよび3029万ポンドがこれを端的に示している。戦時期平均と比べて、輸出で1.5倍、輸入で1.2倍に飛躍的に増加しているのである。しかし表2の年別の数値を見れば分かるように、この期間のイギリス貿易も、決して18世紀のような一本調子の拡大傾向を示してはいない。1816年や1819年の急激な落ち込み年が確認される。1819～22年の輸出入額は、1814～15年よりも低迷している。つまりナポレオン戦争後もイギリス貿易は、平和の回復による一時的急拡大を起点としつつも、その後は拡大と縮小が短い周期で交替するジグザグの経路を辿っているのである。

要するにリカードウ「植民地論」が背景としたイギリス貿易は、段差のある二つの調整期によって構成される、全体としては停滞的な時期と言ってよいのである。⁹⁾

戦時、外交関係を反映してイギリスの対ヨーロッパ輸出入先は目まぐるしく変化した。ドイツ、オランダ、ベルギー貿易は後退し、北欧、ロシア貿易の比重が増す。全体として対「北西部ヨーロッパ」貿易は、輸出額が半減、輸入額が3割減近くにまで落ち込んでしまう。¹⁰⁾ 代わって、ポルトガル、ジブラルタル、マルタ等の「南部ヨーロッパ」の中継的貿易が重要度を増していく。¹¹⁾ 植民地貿易は、1803年と1812年を比べれば、輸出で1.67倍、輸入で1.25倍に拡大するが、東インド等、アジア貿易は停滞する。対合衆国貿易の重要性は増大するが、両国情勢を反映してしばしば断絶状態に陥ることさえあった。¹²⁾ このようにナポレオン戦争時代のイギリス貿易は、貿易経路の切断も含む激動期であった。とはいえ、植民地貿易の比重は全体としてますます高まっていった。表1の1800～12年の数値に明らかなように、対植民地輸出は4割を超えて対ヨーロッパ輸出を上回り、輸入は6割を超える。1812年について言えば、輸出の41.9%、輸入の73.1%を占めるに至るのである。¹³⁾

戦後、ヨーロッパ貿易が一挙に復活する。輸出額は3800万ポンドから

5200万ポンドへと1.4倍近く、輸入額は2400万ポンドから3100万ポンドへと1.3倍に急膨張する。¹⁴⁾ 特に対「北西部ヨーロッパ」は、1812年と1814年の数値を比べてみると、輸出が546万ポンドから2292万ポンドへ、輸入が321万ポンドから640万ポンドへと、それぞれ4倍および2倍に爆発的に拡大している。イギリスの対ヨーロッパ貿易は、1814年には、輸出の67.7%、輸入の31.3%を占めるまでに回復するのである。同年の対植民地輸出は32.3%、輸入は68.6%である。¹⁵⁾ その後1822年頃にかけての調整過程を通して、表1に見るように、対ヨーロッパ輸出5～6割程度、輸入は2～3割、対合衆国貿易1～2割、対植民地輸出3割前後、輸入6割という、戦後のイギリス貿易構造が定着していくのである。植民地貿易はほぼ横ばいしないし若干の減少傾向を辿る。戦後一時的に増大した対北米植民地（カナダ）輸出は、合衆国貿易の回復・拡大とともに速やかに旧水準に戻っていく。¹⁶⁾ 西インド貿易は輸出入ともにほぼ横ばいで推移する。対アフリカ輸出は若干伸びるが比重としてはまだ小さい。この中で、東インド会社の貿易独占の撤廃（1814年）以降のアジア貿易の、特に輸出面での拡大が注目される。¹⁷⁾ アジアは、輸入市場としてだけでなく輸出市場としても、西インドとほぼ同規模に達するのである。またその後拡大していく中南米貿易の萌芽がこの時期に認められることにも注意しておく必要があるだろう。¹⁸⁾

リカードウ時代のイギリス貿易は、大略このような状態だったのである。スミス時代と同様、外国貿易の拡大傾向は基本的には継続していた。植民地貿易の比重もひき続き高まっている。しかしこの時期は、戦時と平時という二つの異質な時期に分けられ、しかもそれぞれの時期が突発事態への対応を余儀なくされるという調整的性格を濃厚にもつ時期であった。ナポレオン戦争中にヨーロッパ貿易の縮小の裏で進行したアンティュー諸島等への“一時寄港”的輸出の著増、ナポレオン戦争直後のイギリス貿易における再輸出貿易比率の急上昇とその後の漸減、¹⁹⁾ これらは、調整期としてのこの時期の特徴を象徴的に示すものであっただろう。

輸入品としては、砂糖、コーヒー、生綿、茶の四品目が輸入額全体の半分以上を占め、続いて絹、ワイン、生皮、亜麻、大麻、木材、また新たに染料、獣脂が増加しつつあった。²⁰⁾ 輸出品としては、綿製品、毛織物、麻糸、銅・真鍮品、鉄・鋼鉄が国産品として、また再輸出品としては、コーヒー、砂糖、染料、茶、生綿、タバコが確認される。²¹⁾ 1830年代以降、周知のようにイギリス貿易は綿製品輸出を軸に急速に拡大していくが、すでにこの時期(1802年)、綿製品は羊毛製品を抜いて輸出品第一位になっていた。²²⁾ スミス時代の右肩上がりの貿易拡大期とは異なり、リカードウ時代のイギリス貿易は、貿易路の激変を伴いつつ、次期以降の植民地貿易の発展を内蔵した時期であったと言えるのである。

注)

- 1) P. Deane and W. A. Cole, *British Economic Growth 1688 - 1959*, Cambridge, 1962, pp.48~9.
- 2) *Ibid.*, p.78.
- 3) B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge, 1962, p.366 より算出。
- 4) *Ibid.*, pp.309~311.
- 5) *Ibid.*, pp.309~311. ここで「南部ヨーロッパ」とは、「北西部ヨーロッパ」(ロシア、北欧諸国、ドイツ、オランダ、フランス等)と区別され、ポルトガル、スペイン、イタリア、トルコ等を指す。
- 6) これらの数値は、18世紀を5年ごとに区切り、より詳細な国別データを載録している E. B. Schumpeter, *English Overseas Trade Statistics 1697-1808*, Oxford, 1960, pp.17~18 によっても確認することができる。
- 7) 1710~19年と1793~99年の年平均数値で、対合衆国輸出は37万ポンドから516万ポンドへ、対西インド輸入は86万ポンドから460万ポンドへ、対アジア(東インド)輸入は67万ポンドから439万ポンド

へと激増する (cf., Mitchell, *ibid.*, pp.309~311)。

- 8) 同様のことは、1802~12年のイギリスの貿易構造を調査したクルーゼの数值によっても(ミッチェルとは数值を多少異にするとは言え)確かめることができる (F.Crouzet, *L'Economie Britannique et le Blocus Continental (1806-1813)*, Paris, 1958, p.883, p.889)。
- 9) これについては、純輸入額・輸出額・再輸出額の推移を示したイムラーの図が視角的なデータを提供してくれる (A. H. Imlah, *Economic Elements in the Pax Britannica*, New York, 1958, p. 39)。
- 10) F.Crouzet, *op. cit.*, p.883, p.889 参照。
- 11) ナポレオン戦争期のイギリス貿易が、特に輸出において、大陸封鎖の言わば“裏道”として、ジブラルタル、マルタ、アンティーユ、ポルトガル領南米植民地をそれぞれ経由する“一時寄港的”貿易を発展させたことについては、下表の数值が雄弁に物語る。それらは往々にして、スウェーデン、ポルトガル、カナダ等、同盟諸国の数值を上回ってさえたのである。

【ナポレオン戦争期のイギリスの地域別輸出額】 (1000£)

	1802	1803	1804	1805	1806	1807	1808	1809	1810	1811	1812
スウェーデン	91	82	125	124	175	653	2358	3524	4871	523	2308
ポルトガル	1171	452	806	1167	1194	756	431	841	1492	4729	3461
ジブラルタル	530	487	560	184	512	844	1372	3605	?	?	3450
マルタ	21	134	114	127	261	750	2914	2152	?	?	5272
アンティーユ	3816	2345	4314	3931	5028	4789	6946	8352	7284	?	6169
外国領南米	162	124	212	185	1473	1174	3735	?	?	?	2687

F.Crouzet, *op.cit.*, p.883.

- 12) 合衆国は、イギリスの大陸封鎖勅令 (1808年) に対抗して「新通商法 Non-intercourse」(1809年) を制定し、対英貿易禁止 (1811年) を経て、対英宣戦布告を 1812年 6月に宣言する。この経緯を反映してイ

ギリスの対合衆国貿易は、ナポレオン戦争中下表のように低迷するが、1814年にはついに通商断絶の事態にさえ到るのである。米英戦争にともなう1810年恐慌前後のイギリス貿易については、松尾太郎「ナポレオン戦争下イギリスにおける貿易問題——古典派国際経済理論推転の背景——」（『経済志林』33-4）も参照されたい。

【19世紀初頭のイギリスの対合衆国貿易額】 (万 鎊)

	1803	04	05	06	07	08	09	10	11	12	14	15	16
輸出	527	640	715	861	790	400	520	780	140	410	0.7	1190	780
輸入	191	165	177	200	280	80	220	260	230	170	2	240	240

Mitchell, *op.cit.*, p.311より作成。

- 13) F. Crouzet, *op. cit.*, p.883, p.889.
- 14) Mitchell, *op.cit.*, p.311.
- 15) *Ibid.*
- 16) ナポレオン戦争中に、イギリスは対カナダ貿易を積極的に拡大しようとした。例えば1807年には、木材の輸入先をカナダに切り換えるためにノルウェー産木材に重関税を課している。これについてはR. トレンズの、イギリスを高価なカナダ産木材の独占市場とし、植民地カナダを富ませ本国イギリスを貧しくする政策である、との論評がある（R. Torrens, *The Economists Refuted, or an inquiry into the nature and extent of the advantages derived from trade*, London, 1808、中川信義訳「R. トレンズ『エコノミスト論難』」（『経済学雑誌』70-1、70-4、72-1、1974~75）(3)65頁）。尚、1807~8年にかけてのイギリスの木材輸入構造の激変については、F. Crouzet（*op.cit.*, p.901, p.889）の図に明らかである。
- 17) 東インド会社の貿易独占権の継続は1813年7月の議会において否決され、1814年4月以降、インドとの貿易・航海はあらゆる商人・船主・港湾に対して自由に公開されるようになった（中国貿易の排他的特権は継続される）。1833年、東インド会社の貿易業務は全面的に停

止され、以後同会社は、領土支配のための純然たる統治機構に転化する。この経緯については、さしあたり、岡茂男、前掲書を参照されたい。また、この時代の東インド会社の活動については、B. Gardner, *The East India Company*, 1971 (浜本正夫 訳『イギリス東インド会社』、リプロポート、1989年)が興味深いエピソードを伝えてくれる。

- 18) この点については、A. H. Imlah, *op. cit.*, p.129 参照。
- 19) 再輸出貿易比率(輸入額に占める再輸出貿易額の割合)は、貿易網の統合度合いを一定反映する指標と考えるが、ナポレオン戦争直後の1814年から1823年にかけて、30.7%から13.8%へと次第に戦前の平時の水準に復帰していく(A. H. Imlah, *ibid.*, p.205)。
- 20) B. R. Mitchell, *op. cit.*, p.289. また、ナポレオン戦争中の輸入品目については、F. Crouzet, *op. cit.*, p.891、およびE. B. Schumpeter, *op. cit.*, p.43も併せて参照せよ。
- 21) B. R. Mitchell, *op. cit.*, pp.295~6、F. Crouzet, *op. cit.*, p.890、およびE. B. Schumpeter, *op. cit.*, p.34 参照。
- 22) B. R. Mitchell, *op. cit.*, p.295. イギリスの綿製品輸出は、1812年には再輸出も含む全輸出の40%以上を、1822年には50%を占めるに至る。尚、綿織物業の発展に伴う市場組織の変化については、マンチェスター販売網について述べた中川敬一郎「イギリス綿業における綿糸・綿布市場組織の発達」(『経済学論集』23-4、1955年)が興味深い。

(三)

リカードウは、『原理』第25章「植民地貿易論」を次の一節で始めている。

「アダム・スミスは、その植民地貿易についての考察において、自由貿易の有利さと、植民地がその生産物をもっとも高価な市場で売り、その製造品や必需品をもっとも安価な市場で買うことを本国によって妨げ

られているためにこうむる不公正とを、非常に満足 of いくように示した。…… / 彼はまた、…… ヨーロッパ諸国で植民地に関して採用された狭量な政策が、その利益が犠牲にされている植民地にとってと同様に本国自身にとっても有害であることを示そうと試みた。…… / しかしながら、彼の主題のこの部分は、彼が植民地に対する重商主義の不公正を示すばあいほどには、明瞭で説得的には取り扱われていない。 / 本国はその植民地領を制限することによって時には恩恵を得ないものかどうかが疑われてもよいと、私は思うのである。」 (pp.338~9)¹⁾

アダム・スミスは、排他的な植民地政策は植民地に「不公正 injustice」をもたらすだけでなく、規制する本国自身にとっても「有害 injurious」であることを示そうと試みた。独占貿易に対する自由貿易の優位というスミス外国貿易論の図式は、ここ「植民地論」においても、植民地貿易の一般的有益性とその独占の有害性という峻別の枠組みによって基本的には保持されるのである。だが、植民地貿易の独占が本国にとって有害であることに関するスミスの説明は必ずしも説得的ではない、トリカードウは考える。植民地領の制限は、時には本国に「恩恵 benefited」を与えるとは考えられないだろうか。そこで植民地貿易の独占の“有害性”は一般的に承認したとして、その上で、尚かつ本国に発生する特殊な“利益”について考察してみることにする。リカードウは、第 25 章をこう主題開示するのである。

ところで、植民地貿易の規制が特惠当事国である本国に何らかの利益をもたらすだろうことは、考えてみれば当然のことである。実際、“本国の利益”の事例は、ごく簡単に指摘することができる。例えば植民地への穀物輸出奨励金の義務づけによって、本国の消費者は割安の穀物を享受できるという“本国の利益”を獲得する。²⁾ また、ジャマイカ（植民地）とオランダ（第三国）の直接的取引にイングランド（本国）が介入し、本国経由の貿易を義務づけることによって、イングランドは自国仲介資本の取引参入という“本国の利益”を獲得する。³⁾

このような“本国の利益”は、W. スペンスの“植民地貿易無用論”（『商業無用論』⁴⁾）に対する反論として、ある程度まで同時代の論者によっても指摘されていたところである。例えば R. トレンズは、一国内の独占が特定の人々や都市を富ませるのと同様に、植民地と本国との間のアンバランスな関係は本国を富ませる、と述べている。⁵⁾ また J. ミルも、植民地からの安価な財貨の輸入が本国を利得させることについて指摘している。⁶⁾ しかしこれら論者の“本国の利益”は指摘にとどまっていた、その厳密な確定までおこなわれているとは必ずしも言いがたい。例えばトレンズにおいては、“本国の利益”は植民地貿易の本質的不平等性という自明な前提と、さまなければ多大な経費のかかる植民地の維持は本国にとって何の意義ももたないことになってしまうだろうという、言わば要請命題から直接演繹されているだけで、議論の主軸は、いかにしてそれを最大化するかという政策論の次元にすぐに移されてしまっている。⁷⁾ またミルにおいても、“本国の利益”は同一帝国内での富の偏りにすぎず、決して真の利益ではないと結論づけられてしまう。⁸⁾ これに対してリカードウの独自性は、植民地貿易の独占がもたらす“本国の利益”という主題をあくまで堅持し、これの定量的な析出を試みたことである。

ところで“本国の利益”については、他ならぬスミス自身もその所在に言及することがあった。すでに述べたように、スミスは植民地貿易の独占が植民地だけでなく本国自身にとっても一般的に有害であると主張していたのであるが、植民地が過度に不利益をこうむる反動として本国に利益が発生してしまう可能性についても、スミスは指摘している。言わば損失配分のインバランスによって生じる“本国の利益”をスミスは指摘しているのであるが、リカードウはこれを評価する。⁹⁾ しかし“利益”を導出するスミスの推論には反駁を加える。『国富論』第四篇「第6章 通商条約について」から、リカードウは次の一節を引用する。

「商業上の特恵が与えられている国は、……必然的にその条約から

大きな利益をひき出すにちがいない。それらの商人や製造業者は、彼らにこのように寛大なその与恵国において、ある種の独占を享受する。彼らの財貨にとってその国は、より広大でより有利な市場となる。より広大と言うのは、排除や重い関税によって他国の財貨の大量がひき揚げられているからであり、より有利なと言うのは、ある種の独占を享受している特惠国の商人は、他のすべての諸国民との自由競争に曝されているばあいよりも、彼らの財貨をしばしばより良い価格で販売するからである。」(p.340, WN.,p.511)

この引用文でスミスは、貿易上の特惠国は「より広くより有利な市場」を獲得し、財貨を「より良い価格 a better price」で販売するから「大きな利益 great advantage」をひき出す、と言っている。これに対してリカードウは、「より良い価格」での販売という箇所に疑問を呈する。貿易上の特惠による本国の市場独占は、独占価格（「より良い価格」）でなく「自然価格」での販売をおこなわせるばあいもあるのではないだろうか。植民地貿易が東インド会社のような一会社の専一的な支配下にあるのならばともかく、本国のすべての資本参入に対してオープンであるのならば、本国諸資本の競争は植民地での販売価格を引き下げて、本国製品を、結局、本国並の「自然価格」で販売させてしまいただろうからである。¹⁰⁾

こうしてリカードウは、スミスの言う「より良い価格」での販売という事態が必ずしも生じるとはかぎらないと言う。このような植民地貿易の支配様式への着目はトレンズやミルにおいても見られるところだが、¹¹⁾

輸出品に対して言われたことは、もちろん輸入品に関しても同様に当てはまる。植民地貿易の独占は、本国輸入商人による植民地輸入品の買い叩きを可能にし、輸入商人間の競争はお互いの牽制を通じて、結局、植民地製品を「自然価格」で購入させるだろうからである。¹²⁾ いずれにせよ、スミスが言う「より良い価格」は生じず、スミスによる“本国の利益”の論証は不十分と言わねばならぬのである。

このようにリカードウは、植民地貿易の独占がもたらす“本国の利益”についてのスミスの議論に反駁するのである。とはいえリカードウは、植民地への損失配分の過度な偏りが本国に特殊な利益をもたらすというスミスの立言そのものは継承する。というよりも、すぐ後で見ると、
 “本国の利益”がスミスにおいてはすぐに“本国の不利益”に帰着させられてしまうのに対して、リカードウはあくまで“本国の利益”を保持し、これを生み出す特殊な利益空間に注目するのである。“本国の利益”を、リカードウは次のように析出してみせる。長文であるが第25章の中心論点であるので、労を厭わず引いておこう。便宜上、四つの部分に分けて示しておく。

「[a] 例えばイングランドの意図する目的が、5000ポンドの価値をもつ一定量のフランス産ワインの購買であるとしよう。……もしフランスがイングランドに服地市場の独占権を与えるならば、イングランドはこの目的のために容易に服地を輸出するであろう。しかしもし貿易が自由であるならば、……現在の貨幣価値の下では、イングランドが他国の自然価格で販売できる生産物は何もないかも知れない。その結果はどうなるか？ [b] イングランドのワイン愛飲家は、依然として喜んで5000ポンドをワインに対して与えようとし、その結果5000ポンドの貨幣がその目的のためにフランスに輸出される。貨幣のこの輸出によって、貨幣価値がイングランドで引き上げられ、そして他国で引き下げられる。そしてそれとともに、ブリテンの産業によって生産される全商品の自然価格もまた引き下げられる。5000ポンドを獲得するために、いまやブリテンの諸商品が輸出されるかも知れない。というのは、その切り下げられた自然価格の下で、いまやブリテンの諸商品が他国の諸商品との競争に参入するかも知れないからである。[c] しかしながら、必要な5000ポンドを獲得するためには、より多くの財貨が低価格で販売されるであろう。そして5000ポンドが獲得されても、それは同一量のワインを入手しないであろう。なぜならば、イングランドにおける貨幣の減少が、

そこでの財貨の自然価格を引き下げたのに、フランスでの貨幣の増加は、フランスにおける財貨やワインの自然価格を引き上げたからである。[d] それゆえ、貿易が完全に自由であるばあいには、通商条約によって特惠が与えられているばあいよりも、より少ないワインが諸商品との交換でイングランドに輸入されるであろう。] (pp.341~2)

要約しておこう。リカードウは、まず [a] で、イギリスを本国、フランスを植民地に見立て、イギリス（本国）はフランス産ワインの輸入に見合う輸出品を何ももたない、という条件設定をおこなっている。その結果、[b] 当面、イギリスから貨幣が一方向的に流出することになる。しかし貨幣の流出は、イギリスにおける貨幣価値の上昇＝商品価格の下落をもたらし、価格の引き下げによってイギリス商品（例えば服地）の輸出競争力は強まるから、こうしてフランス産ワインとイギリス産服地との交易がやがて成立してくることになる。このばあい、[c] イギリスの価格下落した服地と価格上昇したフランス産ワインとが交換される。つまり、イギリス服地のより多量とフランス産ワインのより少量が交換されることになる。それゆえ、[d] 自由貿易（貨幣の自由な流出入）下では、植民地貿易規制下に比べて、イギリス（本国）は少量のワインを獲得することになる。逆に言えば、植民地規制がおこなわれているばあいには、イギリスはより多量のワインを輸入できるという“本国の利益”を獲得することになるのである。

見られるようにリカードウは、植民地貿易が自由であるばあいと規制されているばあいとを対比して、前者であれば貨幣の流出入を通して調整される変動的な価格関係が、後者においては固定化されてしまうために、自由貿易下よりも割高の本国製品で割安の植民地製品が購入できる、つまりより多量の植民地製品が輸入できるという点に“本国の利益”を見いだしている。ここでリカードウが言う“割高の本国製品”は、スミスの「より良い価格」とは異なるものである。貿易上の特惠が、イギリス産服地を現今の「自然価格」のままでフランス産ワインと交易させ

るために、自由貿易下ならば低下したであろう「自然価格」が強制的に高いままに固定された結果としての“割高の価格”だからである。それは、貨幣の相対価値の変更にもとづく高価格であり、獲得財貨量の増加はもたらずが、利潤率は何ら上昇させるものではない。¹³⁾

“本国の利益”をこのように析出したリカードウは、第25章の後半三分の一でスミス批判に向かう。商品が第一必需品のばあいには価格上昇しても需要は減退せず、したがって利潤率が上昇しない価格上昇がありうることを指摘したり、¹⁴⁾ J. B. セーの“需給説”を批判したりした後で、¹⁵⁾ リカードウは次のようにスミスの議論を紹介している。

「アダム・スミスによれば、植民地貿易は、ブリテンの資本だけしか使用できない貿易であることによって他のすべての事業の利潤率を引き上げ、そして彼の意見では、高利潤は、高賃金と同様、諸商品の価格を引き上げるから、植民地貿易の独占は本国にとって有害であったと、彼は考える。商品価格の上昇は、本国が製造品を他国と同様の安さで販売する力を減じてしまうからである。」(p.344)

植民地貿易の独占は利潤率を全般的に上昇させ、高利潤による高価格は輸出力を阻害するから有害であるというスミスの主張については、リカードウはすでに『原理』第7章で批判を加えていた。¹⁶⁾ 独占貿易の高利潤は他部門の資本を引き寄せ、資本ひき揚げによる供給縮小は価格上昇と利潤率上昇をひき起こすという単線的なスミスの推論に対して、リカードウは「需要の減退がなければ資本は縮減されえない」という議論を対置していた。¹⁷⁾ ここ「植民地貿易論」のリカードウは、第7章の議論を繰り返すことはしない。スミス「植民地論」からかなり長文の引用をおこなうことによって、スミス自身に問題を語らせようとしている。¹⁸⁾

とはいえ、スミスの議論の問題点は明白である。先にスミスは、貿易特惠によって「より良い価格」がもたらされるから本国に“利益”がもたらされると語った。いまここでは、商品価格の上昇が「販売する力を減じてしまう」から本国にとって“有害”だと言う。つまり、同じ商品

価格の上昇という原因が、まったく正反対の論拠とされているのである。それは、価格の上昇と利潤率の上昇が直結させられているためであろう。独占部門の高利潤率が他部門の利潤率に波及し、利潤率の上昇が価格の全般的上昇をひき起こすという想定の下では、当初“利益”が生じたとしても、それはやがて価格上昇の波に飲み込まれてしまい、結局は本国商品の高価格という“有害”性のみが前面に現れ出てきてしまうからである。このように、スミスにおいては、“本国の利益”は一時的なものとして指摘されることはあっても、固有の理論領域として堅持されることはない。

“本国の利益”を析出したリカードウが、植民地貿易の独占による価格上昇と利潤率の変動との連動性を切り離したのは当然と言えるだろう。同時にそこには、スミスとは異なる“市場”把握が現れ出ることになる。では、『原理』第25章の叙述から描き出されるリカードウの“市場”とはいかなるものだろうか。私たちはこれについて次項で瞥見してみよう。

注)

- 1) 引用文中最後の段落(「本国はその植民地領を……思うのである。」)は、『原理』初版と第二版では次のようになっていた。「ヨーロッパがその植民地に関して実際におこなっていることが本国にとって有害であることを肯定も否定もすることなしに、本国はその植民地領を制限することによって時には恩恵を得ないものかどうかを、私が疑うことは許されるであろう」(p.339)。初版と第二版の条件づきで婉曲的な表現に比べて、第三版のスミス批判はよりストレートな表現になっていると言えよう。
- 2) ここでリカードウが援用するのは、以下に引く『原理』第22章の議論(フランスを本国、イングランドを植民地と想定して)である。

「穀物価格がイングランドで4ポンド、フランスで3ポンド15シリ

ングであれば、10 シリングの奨励金は、穀物価格をフランスでは3 ポンド10 シリングに究極的に切り下げ、イングランドでは4 ポンドという同じ価格に維持するだろう。1 クォータを輸出するごとに、イングランドは10 シリングの租税を支払う。1 クォータを輸入するごとに、フランスは5 シリングだけ利得する。」(p.314)

3) 「もしジャマイカとオランダの利益が、それぞれの生産する諸商品の交換をイングランドの介入なしにおこなうことであるとするならば、それが妨害されることによって、オランダとジャマイカの利益が損害をこうむることはまったく確かである。……イングランドの資本あるいはイングランドの仲介業が、そうでなければ従事することのない一つの取引に使用されることになるだろう。」(p.339)

4) W. Spence, *Britain Independence of Commerce*, 1807.

5) R. Torrens, *op. cit.*, ch.4.

6) J. Mill, *Colony*, the Supplement to the 4th, 5th and 6th editions of the Encyclopaedia Britannica, vol. III, 1st half, 1818.

7) R. Torrens, *op. cit.*, 中川 訳、前掲 (3)、66頁参照。

8) J. Mill (1818), *op. cit.* この論点については、吉田洋一「ジェイムズ・ミル植民論の一考察」(『専修社会科学論集』第4号、1967年)、および近藤英次「ジェイムズ・ミルの植民地論」(『専修社会科学論集』第12号、1993年)を参照のこと。また、R. L. Meek, *op. cit.*, 1951 も見られたい。

9) 「二国間の労働の不利な配分を通してもたらされる損失は、一方の国がそのような配分に実際にともなう損失以上のものをこうむられるのに、他方の国にとっては有利になるかも知れないということは、*A. Smith* 自身によって述べられた。」(p.340)

10) 「外国市場の独占が一つの独占的な会社の手中にはなければ、諸商品に対して国内の購買者よりも外国の購買者によってより多くが支払われることはないだろう。これら両者が支払う価格は、諸商品が生産され

た国での自然価格と大きく違うことはないだろう。」(pp.340~1)

- 11) 例えばトレンズは、植民地貿易を、① 特定の会社・港に排他的特権を与えるばあい、② 植民地と外国との直接貿易を制限し本国を中継港にさせるばあい、③ 植民地に外国製品を入れず本国製品の独占市場とするばあい、の三つの形態に分ける。そしてそれぞれを、① は独占商人のみに利益をもたらし一国の富の総量を減少させてしまう、② はドック、荷揚場、倉庫等の有効活用と手数料、各種料金を得ることができる、③ は第三国の製品を植民地から排除することによって本国の当該産業を保護する効果をもつと特徴づけ、したがってイギリス全土の富の増大のためには、②あるいは③が採られるべきだと主張している (R. Torrens, *op. cit.*)。
- 12) これに対して、周知のようにJ. ミルは輸出品と輸入品との間に重要な区別を見だし、「本国の利益」は輸出品でなく輸入品からのみ生じると立言している。それは、毛織物や金物や帽子のような製造品(イギリスの輸出品)と違って、穀物やワインや鉱石等の農産品(輸入品)には通常の利潤に加えて地代も含まれているから本国輸入業者の買い叩きの余地も大きく、「自然価格」以下での購入も可能だからだと説明される。ここから『経済学綱要』(J. Mill, *Elements of Political Economy*, 1821, 3rd edition, 1826, ed. by D. Winch, Edinburgh and London, 1966、渡邊輝雄 訳、春秋社、1948年)の、「それゆえ植民地政策の大改善は、植民地への供給はオープンにして……ただ植民地の財貨の販売においてのみ植民地を制限する、つまり植民地が望むところから購買することは許すが、販売は本国以外には許可しないことであろう」(*ibid.*, p.320)という輸入規制重視の政策主張が展開されることになる。輸出品と輸入品を区別するミルのこの視角は、『商業擁護論』(*Commerce Defended*, London, 1808、岡茂男 訳『商業擁護論』、未来社、1965年)以来一貫して主張されているのだが、これに関してリカードウは、1821年12月18日付けミル宛ての手紙において不同意

の態度を表明している（IX, pp.127～8）。尚、吉信肅の検討も参照のこと（『古典派貿易理論の展開』、同文館、122～5頁、1991年）。

- 13) 「しかしながら、利潤の率は変わらなかったであろう。貨幣は両国の相対価値において変更したであろう。」(p.342)
- 14) 「ある商品の生産費の増加は、もしその商品が第一必需品であれば、必ずしもその消費を減少させないであろう。というのは、購買者の一般的消費力はある商品の上昇によって減退するとはいえ、しかもなお彼らは、生産費が上昇しなかった他の商品の消費を放棄するかも知れないからである。そのばあいには、供給量と需要量は以前と同一であろう。生産費のみが上昇したであろう。そして価格は、この高騰した商品の生産者の利潤を他の貿易からひき出される利潤の水準に置くために、上昇するだろうし上昇するにちがいない。」(pp.343～4)。
- 15) 「セー氏は、生産費が価格の基礎であることを認めている。にもかかわらず彼は、著書のあちこちで、価格は需要が供給に対してもつ割合によって調整されると主張している。二商品の相対価値の真実の・究極的な調整者はその生産費であり、生産される諸分量でもないし、購買者間の競争でもない。」(p.344)
- 16) 第7章でリカードウは、スミスの議論を次のように紹介している。

「実際、次のことが主張されてきた。すなわち、外国貿易における特定の商人たちによってときどきつくられる大きな利潤は、その国の一般的利潤率を高めるであろう、そしてその新しく有利な外国貿易にあずかるために、他の用途から資本をひき揚げることは、価格を全般的に引き上げ、そしてそれによって利潤を増加させるであろう、と。高い権威者によって、次のことが言われてきた。すなわち、需要がひき続き同一であるのに、穀物の栽培や服地・帽子・靴等々の製造に向けられる資本が必然的により少なくなることは、これら諸商品の価格を上昇させ、農業者・帽子業者・服地業者・靴業者は、外国貿易業者と同様、利潤の増加を得るであろう、と。」(pp.128～9)

17) 確かに、独占部門の高利潤を全部門の利潤率上昇に接続させていく
スミスの議論には、簡単には同意できないところがある。資本がより
高い利潤率をもたらす部面に向かって移動することは確かだとしても、
それならばどこかに超過利潤が発生するごとに一般的利潤率の上
昇が生じ、一国経済は利潤率上昇の一時的なスパイラルを描くことにな
ってしまうことにならないだろうか。これに対して、リカードウは
以下のような“市場”認識を示す。

「私は、穀物の栽培や服地・帽子・靴等の製造に向けられる資本は、
もしこれらの商品への需要が減退するのでなければ、決して縮減され
ることはないと思う。そしてもしそうならば、それらの価格が上昇す
ることはないであろう。…… 需要の増加とともに、供給の増加を獲得
する手段もまた存在するわけで、それゆえ価格も利潤も永続的には上
昇しえないのである。…… 外国品と国産品の合計に対する需要は、価
値に関するかぎりでは、その国の収入と資本によって制限されている。
もし一方が増加するならば、他方が減少するにちがいない」(pp.
129~130)。

18) 念のため、リカードウが引くスミスの文章を、前後も含めて採録し
ておこう (リカードウの引用部分 ★→ ←★ 内)。

「資本を他のすべての事業からひき寄せ、利潤率をすべての事業で
そうであった以上に引き上げるといふ、この二重の作用は、この独占
の開設によってうみ出されただけでなく、それ以来ひき続きうみ出さ
れているのである。 / 第一に、独占は不断に資本を植民地貿易部門へ
と、すべての他の貿易部門からひき寄せた。 / …… ★→ 独占の結
果、植民地貿易の増加は、グレート・ブリテンが以前に保持していた
貿易に何らかのプラスを与えることはなく、貿易の方向の全面的変化
をひき起こしたのである。 / 第二に、この独占は、ブリテンの全分野
の事業の利潤率を、すべての国がブリテンの植民地に対して自由貿易
が許されているばあいに自然にそうであるよりも、高く維持するのに

寄与した。…… / しかしある国で、通常の利潤率が独占がないばあい以上に引き上げられるとすれば、その国は独占をもたない全貿易分野において必然的に絶対的かつ相対的不利益をこうむる。 / その国が絶対的不利益をこうむるといふのは、そのような独占をもたない貿易部門では、商人は財貨（自国に輸入する外国品にせよ外国に輸出する自国品にせよ）を、独占がないばあいよりも高く販売しなければ、このより大きな利潤を獲得することができないからである。彼らの国は、独占がないばあいよりも、より高く売り買いせねばならず、したがって売買量はより少なくなるから、享樂は低下し生産も少なくなるにちがいない。←★ / その国が相対的不利益をこうむるといふのは、独占をもたない貿易部門において、……他の国々をこの国に対してより優位に置く……からである。……他の国の商人は、外国市場でこの国よりも安売りすることができるから、この国が独占をもたないほとんどすべての貿易部門からこの国は駆逐されてしまう。 / ★→ わが国の商人たちは、他国の製造品が外国市場で安売りされる原因としての大ブリテンの高賃金に不平を言う。しかし彼らは、資本の高い利潤については沈黙する。彼らは他人の法外な利得については不平を言うが、自分自身の利得については何も言わない。しかしながら、大ブリテンの資本の高利潤は、大ブリテンの労働の高賃金と同程度、あるばあいにはより多くの程度において、大ブリテンの製造品価格を引き上げることに寄与しているかも知れないのである。 ←★」(pp.344～5, *WN.*, pp.562～6)

(四)

植民地貿易の独占がもたらす“本国の利益”を析出した直後に、リカードは次のような総括的な記述をのこしている。

「それゆえ外国貿易は、拘束されていようと奨励されていようと、あ

るいは自由であろうと、様々な国における生産の比較的困難のいかんにかかわらず、常に続いていくものであろう。そして外国貿易は、各国で生産されうる諸商品の自然価値ではなく自然価格を変更することによってのみ調整されえ、この自然価格の変更は、貴金属の配分の変更によってひき起こされる。この説明は、私が他の所で述べた見解、すなわち、諸商品の輸出入に関する租税、奨励金、禁制であって貴金属の相異なる配分をひき起こさないものはなく、またそれゆえ、どこでも諸商品の自然価格と市場価格の両者を変更しないものはない、という見解を確証するものである。」(p.343)

この一節は、リカードウ外国貿易論の基本的な論点をコンパクトに語り出しており注目される。まずリカードウは、「外国貿易は、……常に続いていくものであろう」(独占の有無、生産の難易にかかわらず)と言っているが、これはどういう意味だろうか？ 次に、外国貿易は「自然価値」でなく「自然価格」の変動によって調整され、「自然価格」の変動は貴金属配分の変更によってひき起こされるという、外国貿易の価格メカニズムについての理論。そして第三に、輸出入税・奨励金・禁制は、貴金属配分への作用を通じて「自然価格」および「市場価格」を変更するという、各種貿易規制の政策効果についての議論。これら諸点は、外国貿易の領域をこえて『原理』全体を貫流しているリカードウの“市場”認識の基本に関わるものである。そこで本項では、「植民地貿易論」における上記三点の考察を通じて、リカードウの“市場”把握の輪郭を取り出してみることにする。

リカードウにとって、「外国貿易は、……常に続いていくもの」であった。この点でスミスを振り返れば、植民地貿易の独占による輸出の阻害を非難したスミスは、貿易断絶の可能性をも語る者と言ってよいのかも知れない。リカードウにとっては、生産事情の相違や貿易の自由の有無がどうであるかにかかわらず、ひとまず「外国貿易は、……常に続いていくもの」と前提されたのであった。¹⁾ それは、外国貿易を財貨と財貨が

取り引きされる“物々貿易”として把握し、価値量には作用せず財貨量の増減のみに影響するという、『原理』の所々で述べられた見解から発出するものであった。²⁾ 『原理』第7章で展開されたいわゆる“比較生産費説”も、考えてみればこの枠組みの中の議論であると言える。そこでは、イギリスの服地とポルトガルのワインが、労働生産性の絶対的段差にもかかわらず交換されたのであった。

この“継続されるものとしての外国貿易”という枠組みは、貨幣の流出入を媒介にして発生論的に説明されうる。論点の第二である。労働生産性が低く単位あたり投下労働量の大きなイギリス服地と、労働生産性が高く単位あたり投下労働量の小さなポルトガル・ワインとが交換されたのは、輸出力の強いポルトガルには貨幣流入がもたらされ、貨幣流入による貨幣価値下落＝商品価格上昇が生じるが、他方、逆に輸出力の弱いイギリスには貨幣流出 → 貨幣価値上昇 → 商品価格下落が生じるため、投下労働量100のイギリス服地と80のポルトガル・ワインは、価格が例えばともに90の二財貨として交換されるようになるからである。ここに「自然価値」と区別される「自然価格」という特殊な次元が出現し、外国貿易は、各国に配分される貨幣数量との相関によって決定される「自然価格」が規定することになる。資本と労働の移動が自由におこなわれえない外国貿易のばあいには、貨幣の各国間への配分を通じての調整という、一国内とは異なる調整法則が現れ出るのである。³⁾ そして外国貿易は、貨幣の流出入が調整する「自然価格」を媒介にして、このようにして「常に続いていく」のである。

第三に、輸出入税・奨励金・禁制という貿易上の諸規制は、「物々貿易」としての外国貿易の攪乱要因である。⁴⁾ しかしそれは、“継続される外国貿易”という枠組みを否定するものではない。貿易規制は特定形態での貿易の設定であることによって、“貿易の継続”はむしろ先取的に保持される。それは、貨幣の流出入という外国貿易の内的な調整メカニズムに言わば外側から“貿易の継続”のタガをはめたようなものである。

これによって「自然価格」の変動が押し止められ、人為的に固定された「市場価格」にもとづく独占的な外国貿易が成立することになる。このような独占貿易は、貨幣の自由な流出入が達成する諸国の労働と資本の有利な配分を阻害することによって、生産量の減少と商品価格の上昇をひき起こす。しかし利潤率はこれによって直接影響されることはない。貨幣の流出入の人為的誘導は、価格の変動要因ではあっても、利潤率の変動要因ではないからである。こうして『原理』の一貫したテーマである、利潤率は賃金の変動によってのみ変動するという命題が確認される。⁵⁾

こうして第 25 章の末尾で、リカードウは次のように総括的に書き留めるのである。

「私は、植民地貿易の独占が資本の方向を変化させ、しかもしばしば有害に変化させることを認める。しかし私がすでに利潤の問題について述べたことから分かるように、ある外国貿易から他の外国貿易への変化、あるいはある国内貿易から外国貿易への変化は、私見では、利潤率に影響しえないのである。その被害は、私がいま記したこと、すなわち、一般的資本および労力の配分がより悪くなり、それゆえ生産がより少なくなる、ということである。諸商品の自然価格が引き上げられ、それゆえ消費者は同一の貨幣価値だけ購買できるとはいえ、より少ない分量の商品を獲得するだろう。また、たとえ利潤の引き上げという結果が生じたにしても、それが少しも価格の変動をひき起こさないだろうということもまた分かるであろう。価格は賃金によっても利潤によっても規定されないからである。」(pp.345~6)

価格は、賃金・利潤に連動して変動するだけでなく貨幣の流出入に連動して変動するばあいもある、というのがリカードウの主張である。考えてみれば、「価格」とは価値の貨幣表現の謂であるから、商品価格は商品価値と金銀（貨幣）価値の相関関係によって決定される、したがって商品側の生産事情（賃金・利潤）だけでなく貨幣側の供給事情によって

も作用される、というリカードウの主張は当然のものとも言える。そしてリカードウは、スミスもこの主張に同意しているはずだと述べてこの章を終える。

「そしてアダム・スミスが次のように言うとき、彼はこの意見に同意しているのではないだろうか。『諸商品の価格、すなわち諸商品と比較した金銀の価値は、一定量の金銀を市場にもたらすために必要な労働の量と、一定量の他の何らかの種類⁶⁾の財貨をそこにもたらすために必要な労働の量との間の比率に依存しているのである』と。利潤が高いか低いか、すなわち賃金が低いか高いかということには、労働の量は影響されないだろう。それならば、どうして価格は高利潤によって引き上げられるだろうか？」(p.346)

スミス『国富論』第二篇第2章からのこの引用文は、『原理』第22章でも同じ論拠のために引かれている。だが、どちらも原文が大幅に修正されているため、はたしてスミスの同意が得られるかどうかについては問題が残るところである。⁶⁾ とはいえ、“市場”についてのリカードウの強調点がどのあたりにあるかをよく示す一節である。貨幣量が往々にして所与とされる一国経済とは違って、外国貿易においては貨幣の流出入という特殊な調整様式が前面に現れ出てくる。植民地貿易は、利潤率上昇と切れた価格上昇が生じる恰好のフィールドである。『原理』第25章のリカードウは、植民地貿易の独占がもたらす“本国の利益”の分析によって、この特殊な次元の現存性を明示化しようとしたのである。

注)

- 1) 同様にJ. ミルにとっても、外国貿易の継続は前提されていたと思われる。ミルは『経済学綱要』第三章第18節「植民地」の末尾で、次のような興味深い議論を展開している。すなわち、植民地Aと本国Bがあり、植民地AはBに砂糖を輸出する代わりに本国Bの靴を輸入する義務を負わされている。いま本国Bの靴が高価で、植民地Aがもし

第三国から直接輸入すれば半額で購買できるとすれば、このばあい、本国 B は植民地 A の砂糖を第三国の半分の労働で購買していることになるのだろうか？ こうミルは設問する。ミルの答えは否である。B 国の靴は確かに割高であるが、しかし B 国には第三国と同様の安い価格で供給できる商品があることも確かであり、したがって B 国はこれらの物品で第三国から靴を購買しそれを植民地 A に再輸出することもできるはずだからである。なるほど自由貿易のばあいには、A は砂糖輸出の対価として 2 倍の靴を獲得するかも知れない。このかぎりで、B は A から半額で買っていると言いうる。しかし外国貿易は本質的に物々貿易である。A から輸出される一定量の砂糖と、B から輸出される一定量の靴が交換されるのであって、ある時点での貿易上のネット・ワークは A、B 両国にとって所与であり、それぞれの国における生産費の比較は無意味だからである。大略以上のようなミルの叙述は必ずしも明快とは言えないが、「外国貿易は、……常に続いていくものであろう」と言ったりカードウとの通底性という点で興味深い。

2) 例えば、第 7 章および第 22 章の次の一節を見よ。

「どのような外国貿易の拡張も、一国の価値量をただちに増加させるものではない。諸商品の分量、それゆえ享楽品の金額を増加させることには強力に寄与するのではあるが。すべての外国財貨の価値は、それと交換に与えられるわが国の土地と労働の生産物の量によって尺度されるので、仮に新市場の発見によってわが国の財貨の一定量に対して二倍の量の外国財貨を交換で獲得したとしても、われわれは何らより大きな価値をもつわけではないのである。」 (p.128)

「本書の第 7 章で、私は、外国貿易であれ国内商業であれ、すべての商業は、生産物の価値を増加させることによってでなく生産物の分量を増加させることによって有益である、ということを示そうと努めた。私たちがもっとも有利な国内商業や外国貿易を営んでいようと、

あるいは禁止法による束縛のためにもっとも不利な商業に甘んじざるをえなかりと、私たちはより大きな価値を取得するわけではないだろう。利潤率および生産された価値は同じままだろう。」(pp.319～20)

- 3) 「一国内で諸商品の相対価値を調整するのと同じ規則が、二ないしそれ以上の国々の間で交換される諸商品の相対価値を調整するわけではない」(p.133)。「金と銀が流通の一般的媒介物に選ばれているので、金銀は商業競争を通じて、もし金銀が存在せず、諸国間貿易が純粹に物々貿易であるばあいに生じるであろうような自然的交易に自らを適応させるような割合で、世界の諸国間に分配されるのである。」(p.137)
- 4) 「輸出または輸入への奨励金、諸商品への新税は、あるときにはその直接的作用によって、また他のときにはその間接的作用によって、自然的物々貿易 the natural trade of barter を攪乱し、その結果、諸価格が商業の自然的コースに適応するような貨幣の輸出入の必要を生じさせる。そしてこの効果は、攪乱原因が生じた国だけでなく、多かれ少なかれ商業世界のすべての国々に生じる。」(pp.141～2)
- 5) 「利潤率は、賃金の低下による以外には決して増加させられえないこと、そして賃金の永続的下落は、賃金が支出される必需品の下落の結果以外にはありえないこと、本書を通じて私が示そうと努めたのはこのことであった。」(pp.131～2)
- 6) これについては、拙稿「リカードウの『輸出奨励金論』——『原理』第22章『輸出奨励金と輸入禁止』覚書き——」(『尾道短期大学研究紀要』第45卷(2)、1996年)も参照されたい。